

すぎなみ大人塾連 会則

(名称)

第1条 この会は、杉並区教育委員会が主催した「すぎなみ大人塾」の卒業生等が集まって編成された自主的な組織で、名称を「すぎなみ大人塾連」とする。

(目的)

第2条 この会は、「つながりの発見、それを育てる」(人と人のつながりを発見し、明日への絆を育てていく)の趣旨のもと、会員相互の親睦及び交流を深める活動をするとともに、地域のまちづくりにかかわる仲間を増やしていくことにより、地域や社会の活性化に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「すぎなみ大人塾まつり」等の開催、その他各種地域活動の企画提案や場の提供
- (2) 各種地域活動に関する講演会等の開催
- (3) 各種地域活動に関する情報の収集及び発信
- (4) 会員相互の情報交換を活発にし、情報共有を促進するためにメーリングリスト等の有効活用を図る
- (5) その他本会の目的に沿った活動

(事務所)

第4条 この会は、事務所を杉並区立社会教育センター（東京都杉並区梅里1-22-32）内団体交流室におく。

(会員)

第5条 この会の会員は、「すぎなみ大人塾」の参加者及び卒業生並びにその関係者を対象者とし、第2条の目的に賛同する個人及び団体とする。

(世話人会)

第6条 この会を運営するために世話人会を設置する。世話人会の構成メンバーは、卒業年度ごとに選任された世話人をもって構成し、世話人の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

2. 世話人会は、原則として毎月第3金曜日を定例会として開催する。ただし、必要に応じて臨時にかいさいすることができる。
3. 世話人会は、代表世話人が招集し、世話人の過半数の出席をもって成立する。
4. 世話人会は、次の事項を議決し執行する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 活動計画及び収支予算
 - (3) 活動報告及び収支決算
 - (4) 会員の管理に関する事
 - (5) 会費の管理にかんすること
 - (6) その他運営に関する事項

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2. 役員は世話人会において選任する。
3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
4. この会に顧問及びアドバイザーをおくことができる。

(会費)

第8条 会費は、世話人会で別途協議して徴収する。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第10条 子の会則の施行について必要な細目は、世話会の議決を経て、代表世話人がこれを定める。

附則 本会則は、平成18年4月5日施行する。

平成25年2月1日一部改正